

## 新しいコミュニティのあり方に関する研究会（第9回）議事概要

1 開催日時 : 平成21年6月23日(火) 10:00~12:00

### 2 議事の概要 :

(1) 事務局報告 : 調査結果等について

(2) 意見交換等

#### ○ 地域協働体

- ・ 地域協働体と地域コミュニティ組織、地域公共活動団体等の関係を整理して図にするべき。また、地域協働体の概念をわかりやすくかつ明確に説明することが重要。
- ・ 地域協働体の取組みについて、審議機関と実行機関が別で、住民組織が二重化している例もある。この構造は、審議機関で決定をしてそれを実行するのが行政であったり住民であったりするという構造が非常に見えやすいというメリットがあるのではないか。
- ・ 地域組織（旧来からの地縁団体等）と機能組織（テーマ型のNPO等）の関係については、都市部では、葛藤が大きくなっていくのかもしれない。それをどうするかは難しい問題。

#### ○ 外部監査

- ・ 個別の町内会、自治会にまで外部監査や法人化を求めるのは言い過ぎではないか。
- ・ 宮崎市では、地域協働体の中に資金を監査する仕組みをつくってもらって、その外に評価委員会をつくって、①使途のルールにのっとってやったのか、②まちづくりにつながるかの2つの観点から評価することになっている。特に後者は不正を指摘するという発想ではなく、こういうふうにしたらもっといいまちづくりにつながったのではないかということ行政から提案するというもの。それでもあまり言うと活動する住民のやる気をそぐ可能性があるのが難しい。
- ・ 地域協働体の資金の原資は税金なので、その使い方を決めるのは地域における決定権を住民が経験する重要な場面。したがって外部評価等の厳しい話も出てこざるを得ないということが住民にとってもわかる分野ではないか。

#### ○ 地域協働体の拠点としての施設整備

- ・ 地域協働体の拠点としては、使われなくなった旧庁舎や廃校舎等それぞれの地域の歴史を刻んだ古い建物を活用する方法をはっきり打ち出すべき。
- ・ 既存のコミュニティセンターを一部改修して、住民が集まれる場所を作ることもできる。

- ・ 地域協働体が独立的に活動するためには、拠点となる施設の基本設計、実施設計まで住民が選んだ設計者を中心にまとめなければ住民が活動しやすいものではない。改修の場合も同様。

#### ○ 地域協働の主体

- ・ 新しい視点を持って活動を始めても、時間が経過すると特定の人への負担が大きくなるなどして、組織を活性化しながら継承していく人材を育てることは難しいのかもしれない。
- ・ 人材が不足している団体もあれば、若年層が活発に活動している団体もある。後者の場合は、若い世代の発掘、育成に関してノウハウ等を持っていると考えられるので、それらについて報告書では記述すべき。

#### ○ 個人情報保護

- ・ コミュニティ組織で個人情報保護法で規定する個人情報取扱事業者であるところは少ない。それでも注意しなければいけないのは、行政や第三者へ提供する場合。個人情報の取扱いについてはやみくもに恐れることなく、実態を押さえたうえで、気をつけるべきことは何かを確認していかなければいけない。
- ・ 個人情報保護法をきちんと読んで正しく理解する必要がある。

#### ○ 新しい公共

- ・ 多様な担い手による新しい公共とは何かを明快に議論する必要がある。また、なぜ多様な担い手による新しい公共が必要なかを深く掘り下げる必要がある。
- ・ 自ら地域課題を発見し、それを解決していくことこそが重要。
- ・ 機能組織と地縁組織がどう重なり合いながら地域課題を解決していくかが課題。
- ・ 地域の課題解決について、住民の側に決定権を付与するという観点をもう少し強調すべきではないか。住民自身が課題を発見し、住民の総意として解決すべき課題を確定し、解決策について話し合い、それに基づいて執行するという構図が重要。
- ・ 住民が自由に参加してやっていく実行部隊や実働部隊のようなものがないと地域自治区うまく機能しないのではないか。
- ・ 宮崎市では、地域自治区における地域協議会と地域協働体のメンバーに重なりを持たせることで連携を図っているが、メンバーに重なりを持たせるなら1つにしてしまってもいいのではないかという意見がある。しかし一方で、地域協働体の事業内容が本当に適正なのか、地域の課題に沿ったものなのかというのをチェックするために地域協議会があった方がよいという意見もある。